ベトナム向け日本産うんしゅうみかん生果実の輸出に係る植物検疫条件 (概要)

1 検疫対象病害虫

Bactrocera tsuneonis (ミカンバエ)
Pseudomonas syringae pv. syringae (褐斑細菌病)
Aculops pelekassi (ミカンサビダニ)
Adoxophyes dubia (ウスコカクモンハマキ)
Adoxophyes honmai (チャノコカクモンハマキ)
Diaspidiotus perniciosus (ナシマルカイガラムシ)
Pseudaonidia duplex (ミカンマルカイガラムシ)
Zygophiala jamaicensis (すす点病)

2 主な検疫条件

(1) 登録生産園地での栽培等

日本の植物防疫所があらかじめ登録した、ミカンバエが発生している地域から地理的な障壁又は緩衝地帯によって隔てられ、調査によりミカンバエの無発生を確認した生産園地(以下「登録生産園地」という。)において栽培されること。県等の指導に基づき、登録生産園地においてベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する防除等を実施すること。

(2) 登録生産園地における調査及び検査

日本の植物防疫所等により、登録生産園地における病害虫の発生状況を確認するため、以下の調査及び検査が行われること。

- ① ミカンバエ
 - トラップ調査を4月1日から10月31日まで、果実調査を6月1日から10月31日まで実施し、ミカンバエが無発生であることを確認すること。
- ② ミカンバエ以外の検疫対象病害虫 6月1日から10月31日まで、褐斑細菌病については無発生であること、それ以外 の病害虫には発生が少ないことを確認すること。

上記の調査及び検査において、ミカンバエが発見された登録生産園地及びその周辺の 登録生産園地については、その年の園地の登録が取り消され、同年の輸出が不可となる こと。

(3) ベトナム側植物検疫当局による登録生産園地の確認

登録生産園地は輸出時期の前にベトナム植物検疫当局による現地確認を受けること。

(4) 登録選果こん包施設での選果・こん包

日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、選果・こん包が行われること。

(5)輸出検査の実施

輸出時に、日本の植物防疫所により、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する輸出 検査が行われること。なお、検疫対象病害虫が発見された荷口は不合格となり、輸出が 不可となること。